

第6 個人情報保護法の遵守等

1 概要

(1) 法第5条の5、第51条及び指針

労働者供給事業者等による個人情報の適正な取扱いについては、法第5条の5及び第51条において、供給される労働者の個人情報の取扱いに関する規定及び業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせない義務に関する規定が設けられ、さらに、指針第5の1及び2において、供給される労働者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また、指針第5の3において、労働者供給事業者等による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく事業実施上の責務の一つとして、労働者供給事業者等は、個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、同法第4章第2節に規定する義務を遵守しなければならないこととされている。

(2) 違反の場合の効果

個人情報保護法に違反した労働者供給事業者等については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象になる。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなり得るものである。

2 労働者供給事業者等に課せられる義務等について

労働者供給事業者等は、指針第5の3により、個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法第4章第2節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者に該当する労働者供給事業者等は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)等に留意しなければならない。また、法第5条の5及び指針第5の1及び2の遵守に当たって留意すべき点は第3の2の(8)のとおりであること。

年齢制限求人に係る情報提供

年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(労働者供給事業者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者供給の申込みについて、下記のとおり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 9 条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 20 条第 1 項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先（住所又は所在地、電話番号等）：

2 事案の概要（違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、供給の申込みの日付等）

(記載例)

○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の求人に係る供給の申込みの内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 1 条の 3 第 1 項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況（当社からの働きかけの内容、供給の状況等）

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に供給の申込みの受理を行わなかった。

4 その他特記事項